

船橋市妊婦等包括相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第22項に規定する妊婦等包括相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 本事業は、妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援を行う観点から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせて切れ目なく支援を実施することとし、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげるための面談等を実施するものとする。

(実施対象者)

第3条 本事業の対象者は、妊婦及び出産した者、これらの配偶者並びに市長が必要と認める者（以下「妊婦等」という。）とする。

(実施時期)

第4条 本事業における面談等は、妊娠届出時、妊娠後期及び出産後の適切な時期に実施するものとする。

2 前項に規定する時期に実施する面談等のほか、出生した子がおおむね2歳になるまでの期間においても随時、相談対応等を実施するものとする。

(実施方法)

第5条 本事業の実施方法は、妊婦の心身の状況を把握するため、対面での面談を基本とする。ただし、妊婦等の状況により、アプリケーション等を活用したオンラインによる面談の実施や電話その他の面談に準ずる方法によることができる。

(以下「面談等」という。)

(実施記録の管理)

第6条 本事業における面談等の記録は、適切に管理しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。